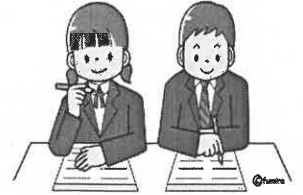


# 沖縄県高等学校等奨学のための給付金とは

令和3年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。(新入生への一部支給は除く)。

- (1) 保護者等(親権者)の令和3年度の道府県民税及び市町村民税所得額が非課税、又は生活保護受給世帯
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学している

※なお、7月1日において休学中や、給付の上限回数に達しているなど、対象にならない場合もございますので、気になる点はご相談下さい。



## ○支給額 (返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)		32,300 円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	110,100 円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※ 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	141,700 円
	通信制・専攻科課程に在籍	48,500 円

## ○提出書類

- ①高校生等奨学給付金受給申請書(様式1)
- ②生活保護受給証明書もしくは課税証明書等
- ③健康保険証の写し(15歳以上23歳未満(中学生を除く)の扶養されている兄弟姉妹がいる場合)
- ④債権者登録申請書(別添様式)
- ⑤振込口座の通帳の写し
- ⑥委任状(給付金の代理受領等を委任する場合のみ)(様式7)

※ 消せない筆記具で書類に記入してください。

提出書類	生業扶助 受給世帯	非課税世帯	
		対象生徒が 第1子	対象生徒が 第2子以降
①高校生等奨学給付金受給申請書	○	○	○
②課税証明書		△	△
③生活保護受給証明書	△		
④健康保険証の写し			○
⑤債権者登録申請書	○	○	○
⑥振込先口座の通帳の写し	○	○	○
⑦委任状	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ

○問い合わせ先

事務室 担当者 川崎 TEL:098-866-6555